

○激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

- ・北海道では、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止など森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、道が所有する森林を適切に管理するとともに、個人や企業、市町村などが所有する森林の整備を支援している。
- ・今年度から、森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組と連携し、一級・二級河川流域に所在する142市町村において、河川上流域等の森林の整備を推進する。

これまでの森林整備の事例

複層林の造成（古平町〔古平川流域〕）

- ・公益的機能の発揮に配慮して、利用期を迎えた人工林を一度に伐採せず、帯状に伐採し、その跡地に植林を実施。
- ・植林後は、植えた苗木が健全に成長するように、下草刈りなどを実施。



複層林の造成



植林



下草刈り

間伐の実施（紋別市〔渚滑川流域〕）

- ・人工林の木が混みすぎないように、間伐（木の間引き）を実施。
- ・間伐を実施したことにより、木の成長が促されたほか、地面に光が届くようになり、低木や雑草が繁茂。



間伐実施前



間伐実施後